

高齢者虐待防止には皆さまの **力** が必要です！

高齢になると、さまざまな病気による認知力の低下や、独居・高齢者夫婦での生活による不安などが増すことで判断力が低下し、養護者からの虐待や悪質業者からの消費者被害を受けやすくなります。このような高齢者への権利侵害のなかでも、高齢者虐待について、市の現状とともにお知らせします。☎介護保険課地域包括ケア係 ☎042-497-2082

こんな行為、実は虐待です

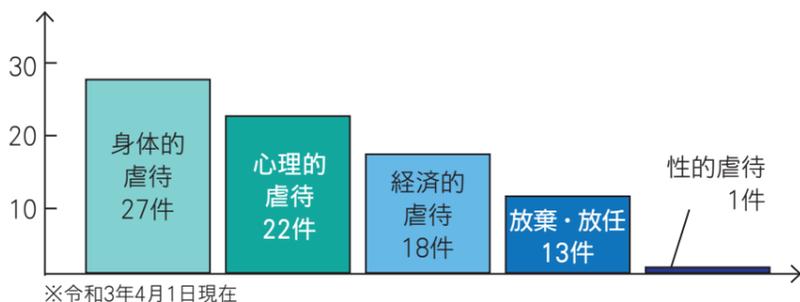
- 1人で屋外に出してしまうのを防ぐため、部屋から出さないようにしている。
- 年金や預金通帳などを管理し、本人に内緒で使っている。
- お金もつたいないので必要な介護サービスの利用や病院の受診をさせない。
- 高齢であることを理由に、食事や水分を少量に制限している。
- 人前でおむつを交換したり、失敗しないように排泄を監視する。

良かれと思って行ったことでも、高齢者本人が少しでも嫌だと感じることは虐待とみなされます。虐待に至る原因はさまざまではありますが、虐待をしてしまった養護者自身が困っている場合もあるため、周囲の方々があたたかい気持ちで見守り、支援をすることが重要です。

このような場合は虐待を受けているかもしれません

- 顔や体に小さな傷やあざが頻繁にみられる。
- 傷やあざに関する説明のつじつまが合わない。
- 「怖い」「家にいたくない」などと訴える。
- 食欲の変化、過食・拒食、不自然な体重の増減がみられる。
- 衣服が汚れており、体から異臭がする。
- 疾患の症状があるのに、医師の診療を受けていない。
- 昼間でも雨戸が開まっている。
- 人目を避け、1人で過ごすことが多くなる。
- 経済的に困っていないのに、サービスを利用したがない。

令和2年度 市への虐待通報件数



高齢者虐待に関するリーフレットができました

市では、市民の皆さまに広く知識を得ていただくために、高齢者虐待に関するリーフレットを作りました。リーフレットは市内地域包括支援センターで入手できます。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。ぜひご覧ください。



詳しくはこちら



リーフレットの表紙

「もしかして」でもよいので通報を！

高齢者虐待は、時間の経過とともに悪化したり、恒常化したりします。悪化した関係を正すことは困難を極めるため、早期に支援をすることで、対応後の関係が良好に保たれることが多くあります。「もしかして？」と感じた時点で通報していただくことによって、早期の対応につながります。実際には虐待でなかった場合でも、**通報者は法律により守られます**のでご安心ください。高齢者の住んでいる地区ごとに下記までご相談ください。

| 地域 | センター名 | 電話番号 |
|----------------|-----------------|--------------|
| 松山 | 清瀬市地域包括支援センター | 042-497-2082 |
| 上清戸・中清戸・下清戸・元町 | きよせ社協地域包括支援センター | 042-495-5516 |
| 竹丘・梅園・野塩 | きよせ信愛地域包括支援センター | 042-492-1850 |
| 中里・下宿・旭が丘 | きよせ清雅地域包括支援センター | 042-495-1370 |

ご意見をお聞かせください!!

消費生活センター運営委員募集

消費生活センター運営に利用者の意見を反映させるため、年に1回行う運営委員会でご意見をいただける方を募集します。
 ☎市内在住で20歳以上の方
【募集人数】3人**【任期】**4月1日(金)～令和6年3月31日(日)
【報酬】委員会1回(約2時間)につき5,000円(税込み)
 ☎2月21日(必着)までに直接窓口または郵送で、応募動機を2枚(800字)以内でまとめた原稿用紙、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入した用紙を〒204-0021 元町1-4-17 消費生活センター ☎042-495-6211へ

消費生活相談の現場から

相談増加中
「屋根瓦が壊れている」
点検商法に要注意!

【事例】「近くで工事をしている者だが、お宅の屋根瓦が壊れているのが見えた。早く修理しないと大変なことになる」と知らない業者が訪ねてきた。屋根に上らせてほしいというので了承したところ、割れた瓦の写真を見せられた。そのまま放置すれば台風などで瓦が落下し近所の人にも迷惑がかかると言われ、慌てて屋根工事の契約を結んだ。冷静に考えると、本当に壊れた屋根瓦が見えたのか、見せられた屋根瓦は私の家の瓦だったのかと不審に思った。すでにクーリングオフ期間は過ぎているが、信用できないので解約したい。
【アドバイス】市内で「お宅の屋根瓦が落ちそうだ」「工事をしないと危険」などと不安をあまり契約させる「点検商法」の相談が増加しています。訪問販売の場合、不意打ち契約として契約してから8日以内であればクーリングオフが可能です。事例のようにクーリングオフ期間が過ぎてしまったとしても、契約書を渡されていない場



合や、渡された書面の記載内容に不備がある場合はクーリングオフが可能です。

また、実際は屋根瓦が壊れていないにも関わらず、壊れていると嘘をつかれて契約したことが明らかかな場合は契約取り消しの交渉が可能です。悪質業者は日中1人で在宅している高齢者を狙っています。突然来訪した業者の言葉を鵜呑みにせず、信頼できる業者に屋根の状態を見てもらうなど、契約は慎重に行いましょう。また急がされてもその場で契約をせず、家族や消費生活センターに相談しましょう。
 ☎消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)

柳瀬川流域河川整備計画(原案)に対する意見募集を行います

東京都は、柳瀬川流域の河川整備計画(原案)を作成しましたので、皆さまのご意見を募集します。
▶計画(原案)の閲覧
 期2月1日(火)から3月4日(金)までの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)☎道路交通課窓口、東京都建設局河川部窓口、北多摩北部建設事務所
 ※東京都建設局ホームページでもご覧いただけます。
▶意見書の提出
 期2月1日(火)～3月4日(金)(必着)
【提出方法】閲覧場所に設置の意見箱へ投函、または郵送、メールで〒163-8001 東京都新宿区西新

宿2-8-1 ☎S0000384@section.metro.tokyo.jp 東京都建設局河川部へ
 ※電話での意見募集は行っていません。
 ☎東京都建設局河川部計画課 ☎03-5320-5414
 ※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、上記の日程が延期となる可能性があります。詳しくは、東京都建設局ホームページ(下記QRコード参照)をご確認ください。



詳しくはこちら
(東京都建設局ホームページ)